

第366回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年5月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 山川光照委員

2番 吉田とも委員

3番 江口勘四郎委員

4番 後藤敏秀委員

5番 渡邊智春委員

6番 大澤健一委員

7番 井上隆市委員

8番 原田広幸委員

9番 富田憲一委員

~~10番 山口久志委員~~

11番 木村正委員

12番 木村辰也委員

13番 上妻一実委員

14番 長沼健司委員

15番 高橋源四郎委員

16番 花谷和男委員

傍聴 人

4 欠席委員 山口久志委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第398回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第399回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更届出書の受理
について

日程9 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第5号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程12 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、5月16日に告示になりました、第366回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年5月16日、上山市農業委員会告示第7号により、令和元年5月24日、第366回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年5月17日付農委第32号をもって、第366回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第366回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、10番 山口久志委員より欠席する旨の連絡が来ております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、8番、原田広幸委員、15番、高橋源四郎委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1についてご説明いたします。整理番号1について、譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。久保手地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。7番、井上隆市委員。

井上委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。5月22日、〇〇さん立会いのもと、現地で調査を行いました。〇〇さんの土地と隣接しており、野菜をつくるということです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2についてご説明いたします。整理番号2について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。金瓶地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、高橋源四郎委員。

高橋委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。5月22日、〇〇氏と面談してきました。数年前から売買の準備をしていたもので、今回、きちっとしておきたいということで申請されたもので、水田ですが、〇〇氏は野菜をメインとしてつくっているため、水田をどう活用するか野菜を中心に検討中のようです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。8件の申請がございました。整理番号1から4については、関連がありますので一括して説明します。貸し人はそれぞれ〇〇氏、無職、〇〇氏、無職、〇〇氏、無職、及び〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、会社員兼農業であります。小笹、久保川、大門地内の田5筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。12番、木村辰也委員。

木村(辰)委員 整理番号1から4について、現地調査の結果を報告します。もともと〇〇さんがつくっていた土地ですが、〇〇さんから〇〇さんに名義変更したいというもので、特に問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号1から4については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。貸し人は〇〇氏、会社員、借り人は〇〇氏、農業であります。三上地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号5について、現地調査の結果を報告します。4月13日に地区の境界の立会いがあって役員だった〇〇さんと同席した際に、さくらんぼ畑を借りる人がいないかという相談を受けました。誰もいなければ切るとの話でしたので、午前中に〇〇さんに話をしたところ夕方にはつくってもいいということで、14日に契約することになったものです。さくらんぼの成木ということで、貸借の相場を事前に木村辰也委員にアドバイスをもらい、契約にいたりしました。木村委員ありがとうございます。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号5については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号6と7については、関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6と7について説明いたします。貸し人は〇〇氏、自営業、借り人は〇〇氏、農業、及び、〇〇氏、農業であります。阿弥陀地内の畑1筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。

いします。4番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号6と7について、現地調査の結果を報告します。5月21日、〇〇さん、〇〇さんと面談し、現地確認を行いました。昨年の農地パトロールで課題になっていた農地で、〇〇さんは会社員ですので、お父さんが亡くなってから耕作放棄状態になっていたもので、今回、秋葉推進委員が間に入って、〇〇さんは残っているハウスにワインぶどうを、〇〇さんは、反対側にさくらんぼをつくることになったもので、間にある残りの土地も2人で除草等の管理をしておくということで、問題なしです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号6と7については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号8について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について説明いたします。貸し人は〇〇氏、自営業、借り人は〇〇氏、農業であります。牧野地内の畑9筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。5番、渡邊智春委員。

渡邊委員 整理番号8について、現地調査の結果を報告します。5月22日、〇〇さんと話をしました。現在さくらんぼ畑ですが、継続してさくらんぼをつくっていくということです。〇〇さんは〇〇を営んでいますので、問題ないと思います。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号8については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業兼会社員で、両者は親子の関係です。小笹、檜下、須田板地内の田畑31筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。12番、木村辰也委員。

木村(辰)委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんの土地を〇〇さんに貸して農業者年金をもらっていましたが、それを〇〇さんに貸すということで今回あがってきたものです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業で、両者は親子の関係です。金瓶、東金瓶地内の田畑12筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、高橋源四郎委員。

高橋委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。5月22日、〇〇さんの夫の方と話をしました。現在畑が多いのですが、さくらんぼと里芋を植え付けたということです。親子関係ですので、何ら問題なしです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業兼会社員で、両者は親子の関係です。金谷地内の畑1筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、高橋源四郎委員。

高橋委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。5月18日、現地で〇〇さんと土地をどうするかについて話をしました。現在りんごが植えてありますが、手入れがなっていないようでしたので、荒地にならないように配慮していただきたいことを話しました。土地が小さいので難しいかと思いますが、うまく管理をしていただきたいと伝えてきました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

富田委員 経営受給のため、親子であっても全面積貸す必要があると思うのですが、一部ということはあるのですか。

事務局 〇〇さんは、年金を受給するということで、昨年いったんすべてを他の人に貸しましたが、この土地だけはりんごがあるということで、返してもらっていたものです。年金の手続きの期限がきており、再び〇〇さんに貸す手続きをとったものです。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、譲渡人は〇〇に事務所を有する〇〇、農業、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、建設業、であります。藤吾地内の畑1筆について駐車場及び資材置場として利用するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第398回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第398回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。藤吾地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第398回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第399回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第399回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏、認定農業者、であります。檜下地内の畑7筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第399回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、不動産業、譲渡人は、〇〇氏、公務員、です。矢来四丁目地内の畑4筆について、宅地分譲のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、不動産業、譲渡人は、〇〇氏、無職、他 3 名です。軽井沢一丁目地内の畑 2 筆について、店舗及び駐車場に転用する計画だったものを、宅地を造成する計画に変更するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について説明いたしますので、議案書の 12 ページをお開きください。7 件の届出がございました。整理番号 1 について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。菖蒲地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号 2 から 5 については関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 から 5 について報告いたします。貸し人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。議第 1 号で議決いただきました農地法第 3 条の賃借権の設定に伴い、小笹、久保川、大門地内の田 5 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号 6 と 7 については関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6と7について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小笹地内の田2筆について〇〇を通した転貸を解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。1件の届出があり、相続により所有権を取得したものです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。4件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であり、両者は親子です。農地中間管理機構へ貸し付けるために原口地内の畑1筆の一部について解約したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について事務局より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であり、両者は親子です。議第1号で議決いただきました農地法第3条の使用貸借権の設定に伴い、小笹、檜下、須田板地内の田畑31筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号3と4については関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3と4について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であり、両者は親

子です。農地中間管理機構へ貸し付けるために金谷地内の田畑8筆について解約したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。3件の届出がございました。整理番号1について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇に事務所を有する〇〇であります。隣接地と同程度の高さまで盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇に事務所を有する〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇に事務所を有する〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 8 分)

議事録署名委員

議事録署名委員